

令和 7 年 1 月 17 日

令和 6 年度 第 3 回全国健康保険協会福岡支部評議会

資料 3-1

# 令和 7 年度 福岡支部事業計画（案）について

令和7年度 事業計画（福岡支部）（案）

分野	具体的施策等
<p>1. 基盤的保険者機能の盤石化</p>	<p>I) 健全な財政運営</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 中長期的な視点による健全な財政運営に資するよう、評議会で丁寧な説明をした上で、保険料率に関する議論を行う。</li> <li>▶ 今後、先行きが不透明な協会の保険財政について、協会決算や今後の見通しに関する情報発信を積極的に行う。</li> <li>▶ 医療費適正化等の取組を推進するとともに、保険者協議会等において、医療費・健診等データの分析結果から得られたエビデンス等も踏まえ、安定した財政運営を行う観点から積極的に意見発信を行う。</li> </ul> <p>【重要度：高】</p> <p>協会けんぽは約 4,000 万人の加入者、約 260 万事業所の事業主からなる日本最大の医療保険者であり、また、被用者保険の最後の受け皿として、健康保険を安定的に運営するという公的な使命を担っている。そのため、安定的かつ健全な財政運営を行っていくことは、重要度が高い。</p> <p>【困難度：高】</p> <p>協会けんぽの財政は、加入者及び事業主の医療費適正化等に向けた努力のほか、中長期的な視点から平均保険料率 10%を維持してきたこと等により、近年プラス収支が続いているものの、経済の先行きは不透明であり、保険料収入の将来の推移は予測し難い一方、今後、団塊の世代が後期高齢者になることにより後期高齢者支援金の急増が見込まれること、協会けんぽ加入者の平均年齢上昇や医療の高度化等により保険給付費の継続的な増加が見込まれること等、今後も協会けんぽの財政負担が増加する要因が見込まれ、引き続き協会けんぽの財政は先行きが不透明な状況である。そのため、より一層、医療費適正化に取り組み、健全な財政運営を確保することが課題である。その上で、運営委員会及び支部評議会で十分な議論を重ね、加入者や事業主の理解や協力を得て平均保険料率等を決定していくことが、安定的かつ健全な財政運営を将来に渡り継続していくために極めて重要であり、困難度が高い。</p> <p>II) 業務改革の実践と業務品質の向上</p> <p>① 業務処理体制の強化と意識改革の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 健康保険証とマイナンバーの一体化及び電子申請等の導入に即した事務処理体制を構築する。</li> <li>▶ 業務量の多寡や優先度に対応するため、すべての職員の多能化を進め、事務処理体制を強化することで生産性の向上を図</li> </ul>

る。

- 業務の標準化・効率化・簡素化を徹底するため、業務マニュアルや手順書に基づく統一的な事務処理について現状を確認するとともに、職員の意識改革を促進する。
- 自動審査状況等を分析し、事務処理の効率化を図る。

【困難度：高】

業務量の多寡や優先度に対応する最適な体制により事務処理を実施するためには、業務処理の標準化・効率化・簡素化を推進するとともに、職員の多能化と意識改革の促進が不可欠である。このような業務の変革を全職員に浸透・定着させるため、ステップを踏みながら進めており、業務改革の取組みが一定程度浸透しているところであるが、健康保険証とマイナンバーの一体化にかかる経過措置など制度改正への対応や、電子申請による業務システム刷新等新たな事業と並行して業務改革を推進することは、困難度が高い。

② サービス水準の向上

- すべての申請について、迅速な業務処理を徹底する。特に傷病手当金や出産手当金等の生活保障の性格を有する現金給付については、申請受付から支給までの標準期間（サービススタンダード：10日間）を遵守する。
- 加入者・事業主の利便性の向上や負担軽減の観点から、郵送による申請を促進する。また、2026年（令和8年）1月に導入予定の電子申請に対応する。
- 受電体制の強化及び相談業務の質の向上に取り組み、加入者や事業主らの相談・照会についての的確に対応する。
- 「お客様満足度調査」や「お客様の声」の活用により業務の課題を洗い出し改善を図ることで、更なる加入者サービスの向上に取り組む。

【困難度：高】

現金給付の審査・支払いを適正かつ迅速に行うことは保険者の責務であり、特に傷病手当金及び出産手当金については、生活保障の性格を有する給付であることから、サービススタンダードを設定し100%達成に努めている。現金給費の申請件数が年々増加しているなか、2023（令和5）年1月のシステム刷新による自動審査の効果や全支部の努力により平均所要日数7日以内を実現しており、今後も事務処理体制の整備や事務処理方法の見直し、改善等によりこの水準を維持していく必要がある。また、加入者・事業主の更なる利便性の向上を図ることで、窓口来訪者の負担を軽減する。そのためには、使いやすい電子申請システムの構築や加入者への電子申請の普及に努めなければならない、困難度が高い。

■ KPI :

- 1) サービススタンダードの達成状況を 100%とする
- 2) サービススタンダードの平均所要日数 7 日以内を維持する。
- 3) 現金給付等の申請書類に係る窓口での受付率を対前年度以下とする。

③ 現金給付等の適正化の推進

- 傷病手当金と障害年金等との併給調整について、業務マニュアルにもとづき、年金機構との情報連携やマイナンバー情報照会等を確実に行う。
- 現金給付の支給決定データ等の分析や加入者等からの情報提供により不正の疑いが生じた申請については、支給の可否を再確認するとともに、保険給付適正化PTにおいて内容を精査し、事業主への立入検査を実施するなど、厳正に対応する。
- 海外出産育児一時金について、海外の渡航がわかる書類の確認のほか、出産の事実確認等を徹底し、不正請求を防止する。
- 柔道整復施術療養費について、データ分析ツールを活用し多部位かつ頻回及び負傷と治癒等を繰り返す申請を抽出し、加入者への文書照会などの強化や面接確認委員会を実施し、重点的に審査を行う。また、不正が疑われる施術者については地方厚生局へ情報提供を行う。
- あんまマッサージ指圧・はりきゅう施術療養費について、長期かつ頻回等の過剰受診の適正化を図るため、加入者及び施術者へ文書により施術の必要性について確認するなど、審査を強化する。
- 被扶養者資格の再確認について、宛所不明による未送達事業所に係る所在地調査や未提出事業所への電話、文書での勧奨を強化し、被扶養者資格確認リストを確実に回収して、被扶養者資格の再確認を徹底する。
- これらの現金給付等の適正化を推進するため、標準化した業務プロセスによる事務処理を徹底するとともに、審査・確認業務の正確性と迅速性を高める。

④ レセプト内容点検の精度向上

- 「レセプト内容点検行動計画」を策定・実践し、効果的かつ効率的な点検を推進する。
- 毎月の自動点検マスタの更新により、システムを最大限に活用した点検を実施する。
- 社会保険診療報酬支払基金における審査傾向や査定実績等を共有するとともに、高点数レセプトの点検を強化する等、内

容点検効果の高いレセプトを優先的かつ重点的に審査する。

- ▶ 社会保険診療報酬支払基金に対して、再審査請求理由を明確に示すことに努めるとともに、毎月の協議の場において、協会の知見をフィードバックする。
- ▶ 勉強会や研修等により、点検員のスキルを向上させ、内容点検の更なる質的向上を図る。
- ▶ 社会保険診療報酬支払基金の「支払基金業務効率化・高度化計画」に基づく支払基金改革（ICT を活用した審査事務の効率化・高度化、審査結果の不合理的な差異の解消等）の動向を注視し、協会の内容点検の高度化について検討する。
- ▶ システム改善により自動化された資格点検、外傷点検を着実かつ確実に実施する。

【困難度：高】

一次審査を行っている社会保険診療報酬支払基金では、ICT を活用した審査業務の効率化・高度化を進めており、再審査（二次審査）に基づく知見も年々積み重ねられていく。一方、協会の査定率は、システムの精度や点検員のスキル向上により、既に非常に高い水準に達していることから、KPI を達成することは、困難度が高い。

■ KPI：

1) 協会のレセプト点検の査定率（※）について前年度以上とする

（※） 査定率 = 協会のレセプト点検により査定（減額）した額 ÷ 協会の医療費総額

2) 協会の再審査レセプト 1 件当たりの査定額を前年度以上とする

⑤ 債権管理・回収と返納金債権発生防止の強化

- ▶ 発生した債権（返納金、損害賠償金等）については、全件調定及び納付書の速やかな送付を徹底するとともに、「債権管理・回収計画」に基づき、早期回収に向けた取組を着実かつ確実に実施する。
- ▶ 保険者間調整を積極的に活用するとともに、弁護士と連携した効果的な催告及び法的手続きを厳格に実施し、債権回収率の向上を図る。
- ▶ オンライン資格確認による無資格受診の発生抑止効果をより向上させるため、事業所からの早期の届出について、日本年金機構と連携し周知広報を実施する。

【困難度：高】

返納金債権の大半を占める資格喪失後受診に係る債権については、保険者間調整※1による債権回収が有効な手段であるところ、レセプト振替サービス※2の拡充により、保険者間調整による債権回収の減少が見込まれる。しかしながら、それ以上に、レセプト件数の増加に伴い、返納金債権の件数や金額が増加している中、KPIを達成することは、困難度が高い。

※1 資格喪失後受診に係る返納金債権を、債務者（元被保険者）の同意のもとに、協会と国民健康保険（資格が有効な保険者）とで直接調整することで、返納（弁済）する仕組み。協会としては、債権を確実に回収できるメリットがある。

※2 社会保険診療報酬支払基金において資格喪失後受診に係るレセプトを資格が有効な（新たに資格を取得した）保険者に、振り替える仕組み。

■ KPI：返納金債権（診療報酬返還金（不当請求）を除く。）の回収率を前年度以上とする

Ⅲ) DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進

i) オンライン資格確認等システムの周知徹底

- ・医療DXの基盤であるオンライン資格確認等システムについて、制度の概要やメリットを加入者・事業主に周知する。特に、2023（令和5）年1月より運用が開始された「電子処方箋」については、重複投薬の防止など、良質かつ効率的な医療の提供に繋がることから、加入者・事業主にその意義を理解いただけるよう、様々な広報媒体を活用し、周知する。
- ・マイナンバーが未登録の加入者に対して、事業主を通じた効果的なマイナンバー登録勧奨を実施する。
- ・マイナンバーは登録されているが、協会保有の情報と住民基本台帳上の情報と一致しない加入者に対して効果的な本人照会を実施する。

ii) マイナンバーカードと健康保険証の一体化への対応

- ・2025（令和7）年12月1日に従来の健康保険証が使用可能な経過措置期間が終了することに伴い、より一層のマイナ保険証の利用を推進するとともに、制度に係る広報や資格確認書・資格情報のお知らせ等を遅延なく、円滑な発行等に取り組む。特に、経過措置が終了しても、全ての加入者が適切な保険診療を効率的かつ支障なく受けられるよう、マイナ保険証利用の登録をしていない加入者に対して、経過措置期間終了前に資格確認書を発行する。
- ・加入者からのマイナ保険証、オンライン資格確認などの問い合わせに専用で対応するマイナンバーコールセンターについ

	<p>て、多言語対応を含め事業主・加入者に対して幅広く広報を行う。</p> <p>iii) 電子申請等の導入</p> <ul style="list-style-type: none"><li>加入者や事業主が正確な知識のもと安心して利用できるよう、事業主・加入者に対して幅広く広報を行う。</li></ul> <p>【重要度：高】</p> <p>2025（令和7）年12月1日に従来の健康保険証が使用可能な経過措置期間が満了することから、マイナ保険証の利用促進を進めつつ、円滑に資格確認書を発行し、安心して医療機関等へ受診できる環境を整備しなければならない。また、デジタル・ガバメント実行計画により令和7年度末までの電子申請導入が求められていることから、システム構築と申請受付を確実に実行しなければならず、重要度が高い。</p> <p>【困難度：高】</p> <p>経過措置期間が終了し、健康保険証が使えなくなるという大きな変換期を迎えても、加入者が適切な保険診療を効率的かつ支障なく受けられるよう、新たに発生する資格確認書・資格情報のお知らせの発行等の業務を着実かつ円滑に行う必要がある。加えて、マイナ保険証利用推進は、保険者の取組のみならず、医療機関や薬局、国等の取組が必要であり、関係者が一体となって進めていく必要があることから、困難度が高い。</p>
--	--

2. 戦略的保険者機能の一層の発揮	<p>I) データ分析に基づく事業実施</p> <p>① 本部・支部における医療費・健診データ等の分析結果の活用及び分析能力の向上</p> <ul style="list-style-type: none"><li>医療費適正化等に向けたデータ分析に基づく事業及び情報発信を実施するため、本部との連携を強化し、医療費・健診データ等を活用して地域差等の分析を行う。</li><li>地域差等の特徴や課題を把握するため、本部から提供されたデータ及び情報系システムから抽出したデータ等を用い、「顔の見える地域ネットワーク」も活用した事業を実施する。分析に際しては、分析の精度を高めるため、地元大学等の有識者からの助言の活用や共同分析等を行う。</li><li>本部・支部における調査研究・分析の成果を内外に広く情報発信する「調査研究フォーラム」について、評議員や事業主・加入者に対して幅広く広報を行う。</li><li>データ分析に基づく事業の実施等を推進するため、本部主催の統計分析研修に積極的に参加し、支部間の情報交換や事例共有を通じて人材育成に取り組み、職員の分析能力の更なる向上を図る。</li></ul> <p>【重要度：高】</p> <p>調査研究事業を推進することにより得られるエビデンスに基づき、医療費適正化や健康づくり等に取り組むことは、協会の健全な財政運営を確保するとともに、効果的・効率的に事業を実施する観点から重要度が高い。</p> <p>【困難度：高】</p> <p>医療費や健診結果等のビッグデータから加入者や地域の特徴を把握するには、統計・データ分析に関する知識が求められる。また、外部有識者の知見等について、協会の事業へ適切に反映させるためには、外部有識者と医療・保健等に関する専門的な議論も必要となることから困難度が高い。</p> <p>② 外部有識者を活用した調査研究成果の活用</p> <ul style="list-style-type: none"><li>外部有識者の知見を活用した医療費・健診データ等に基づく調査研究結果を踏まえ、自支部の取組改善や新たな事業の実施に向けた検討を進める。</li></ul> <p>【重要度：高】</p>
-------------------	--

調査研究事業を推進することにより得られるエビデンスに基づき、医療費適正化や健康づくり等に取り組むことは、協会の健全な財政運営を確保するとともに、効果的・効率的に事業を実施する観点から重要度が高い。

【困難度：高】

外部有識者の研究成果について、協会の事業へ適切に反映させるためには、統計・データ分析・医療・保健等に関する外部有識者との専門的な議論や、進捗確認・研究への助言を行う必要もあることから困難度が高い。

Ⅱ) 健康づくり

① 保健事業の一層の推進

第3期保健事業実施計画（データヘルス計画）に基づく取組

・ 「特定健診・特定保健指導の推進」「重症化予防の対策」「コラボヘルスの取組」を柱とし、第3期保健事業実施計画（データヘルス計画）について、各年度の取組を着実に実施する。その際には、「特定健診・特定保健指導データ分析報告書」や「支部別スコアリングレポート」のほか、情報系システム等の分析ツールを用いてPDCAサイクルを回し、取組の実効性を高める。

■ 6年後に達成する目標：代謝リスク保有者（服薬あり者を除く）の割合を上昇させない（12.9%維持）

② 特定健診実施率・事業者健診データ取得率等の向上

・ 健診・保健指導カルテ等を活用して、実施率への影響が大きいと見込まれる事業所や業態等を選定し、重点的かつ優先的に働きかけることで、効果的・効果的な受診勧奨を実施する。また、実施率が大きく向上している支部の取組や他保険者の事例を活用し、実施率の向上に繋げる。

〈被保険者・生活習慣病予防健診〉

・ 自己負担の軽減や付加健診の対象年齢の拡大等を踏まえ、「顔の見える地域ネットワーク」を活用した受診勧奨等の取組を強化する。

・ 小規模事業所や受診率が低い業態の被保険者、付加健診の対象者等、個人へのアプローチが有効だと見込まれる対象者に対しては、自宅に直接受診勧奨文書を送付する。

	<ul style="list-style-type: none"><li>▶ 健診実施機関数が少ない地域を中心に集団健診を開催し、受診機会を増やすことによる受診率の向上を目指す。 〈被扶養者・特定健診〉</li><li>▶ 市区町村との協定締結を進めるなど連携を推進し、がん検診との同時実施等の拡大を進めるとともに、骨粗鬆症及びその予備群を早期に発見するための「骨粗鬆症検診」のオプション健診を活用し、予防の重要性に関する啓発を広く進める。</li><li>▶ 協会主催の集団健診について、受診行動につながるオプション検査をセットにし健診の魅力を高めて受診を促す。</li><li>▶ 上期未受診者に対して、健診受診データに基づく効果的な文書勧奨を行う。 〈被保険者・事業者健診データ取得〉</li><li>▶ 2025（令和7）年度から開始される電子カルテ情報共有サービスを活用した事業者健診データの取得を推進するとともに、事業主・健診機関・協会（3者間）での提供・運用スキームの浸透を図る。</li><li>▶ 新規データ提供の勧奨からデータ納品まで含めた包括的な業務の外部委託により、取組を強化する。</li><li>▶ 大規模事業所等、実施率への影響が大きい事業所に対し、職員による訪問等、効果的な勧奨を行う。</li></ul> <p>【重要度：高】</p> <p>健康保険法において、保険者は被保険者等の健康の保持増進のために必要な事業を行うとされている。また、特定健康診査の実施は高齢者の医療の確保に関する法律により、保険者に実施が義務付けられ、かつ、実施率については、国の指針において、2029（令和11）年度の目標値（70%）が示されており、重要度が高い。</p> <p>【困難度：高】</p> <p>協会の加入事業所は、被保険者数9人以下の中小企業が8割を超えており、1事業所当たりの特定健診対象者が少ないことに加え、健康保険組合等と異なり保険者と加入者及び事業主との距離が大きく、特定健診の受診に対する理解が得られにくい等、効率的な事業の実施が難しい状況である。そのような中で、国が示す目標値の達成に向けて着実に実施率を向上させることは、困難度が高い。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>■ 被保険者（40歳以上）（実施対象者数：760,775人）<ul style="list-style-type: none"><li>・ 生活習慣病予防健診 実施率 64.0%（実施見込者数：487,000人）</li><li>・ 事業者健診データ 取得率 9.0%（取得見込者数：68,500人）</li></ul></li><li>■ 被扶養者（実施対象者数：192,211人）</li></ul>
--	---

- ・ 特定健康診査 実施率 28.6%（実施見込者数：55,000人）

■ KPI：

- 1) 生活習慣病予防健診実施率を 64.0%以上とする
- 2) 事業者健診データ取得率を 9.0%以上とする
- 3) 被扶養者の特定健診実施率を 28.6%以上とする

③ 特定保健指導実施率及び質の向上

〈特定保健指導実施率の向上〉

- ・ 2022（令和4）年度に策定された標準モデルに沿った特定保健指導の利用案内（指導機会の確保を含む）の徹底を図る。
- ・ 健診・保健指導カルテ等を活用して、実施率への影響が大きいと見込まれる事業所や業態等を選定し、重点的かつ優先的に働きかけることで、効率的・効果的な利用勧奨を実施する。
- ・ 特定保健指導実施率が高い事業所の職場環境整備に関する創意工夫を記載した事例集等を活用し、経年的に特定保健指導の利用がない事業所に対する情報提供を実施する等、加入者や事業主に対し、様々な機会を通じて特定保健指導を利用することの重要性について周知広報を行う。
- ・ 質を確保しつつ外部委託の更なる推進を図り、健診・保健指導を一貫して実施できるよう、健診当日の初回面談の実施をより一層推進する。また、特定保健指導の早期実施に向けて、健康意識が高まる健診当日の働きかけを拡充する。
- ・ 協会保健師の特定保健指導においては、事業所や加入者のニーズを捉え、訪問やリモートによる面談等、柔軟に対応することで、初回面談の実施率の向上を図る。
- ・ 遠隔面談等の ICT を活用した特定保健指導を促進する等、特定保健指導を実施しやすい環境づくりを推進し、対象者の利便性の向上を図る。
- ・ 被扶養者については、協会主催の集団健診において、全日程で健診当日の特定保健指導を実施することにより実施率を向上させる。

〈特定保健指導の質の向上〉

- ・ 第4期の特定保健指導における「評価体系の見直し」（特定保健指導の実績評価にアウトカム指標が導入され、主要達成目標を「腹囲2センチかつ体重2キロ減」とし、生活習慣病予防につながる行動変容や「腹囲1センチかつ体重1キロ減」をその他目標として設定する）に基づく成果を重視した特定保健指導を推進するとともに、特定保健指導の成果の見える化を

図る。

・ 特定保健指導実施機関における継続率・改善率の向上のため、訪問等によるヒアリングを行い、課題やその解決策を提案する。

【重要度：高】

特定保健指導を通じて、生活習慣病の発症予防に取り組むことは、加入者の QOL の向上の観点から重要である。また、特定保健指導の実施は、高齢者の医療の確保に関する法律により保険者に実施が義務付けられ、かつ、実施率については、国の指針において、2029（令和 11）年度の目標値（35%）が示されており、重要度が高い。

【困難度：高】

協会の加入事業所は、被保険者数 9 人以下の中小企業が 8 割を超えており、1 事業所当たりの特定保健指導の対象者が少ないことに加え、健康保険組合等と異なり保険者と加入者及び事業主との距離が大きく、特定保健指導の実施に対する理解が得られにくい等、効率的な事業の実施が難しい状況である。そのような中で、国が示す目標値の達成に向けて着実に実施率を向上させることは、困難度が高い。

■ 被保険者（特定保健指導対象者数：107,800 人）

- ・ 特定保健指導 実施率 26.9%（実施見込者数：29,000 人）

■ 被扶養者（特定保健指導対象者数：4,730 人）

- ・ 特定保健指導 実施率 22.7%（実施見込者数：1074 人）

■ KPI：

- 1) 被保険者の特定保健指導実施率を 26.9%以上とする
- 2) 被扶養者の特定保健指導実施率を 22.7%以上とする

④ 重症化予防対策の推進

- ・ 血圧、血糖、脂質等に着目した未治療者への受診勧奨を着実に実施する。
- ・ 未治療者に対して特定保健指導の機会を活用し、早期受診の重要性について周知徹底を図る。
- ・ 健診当日の受診勧奨を推進することにより早期の医療機関への受診につなげる。

- ▶ 未治療者へ文書及び電話勧奨を実施し、健診受診月から 10 か月以内の医療機関への受診につなげる。
- ▶ 従業員が治療を放置するリスクへの認識を深めるため、事業主に対し、関係団体や労働局等との連携を通じて意識の醸成を図る。
- ▶ 糖尿病性腎症重症化予防事業について、これまでの取組の効果を検証し、引き続き、市町村やかかりつけ医等と連携した取組を効果的に実施する。

【重要度：高】

要受診者を早期に医療機関に結び付けることは、糖尿病等の生活習慣病の重症化を防ぎ、加入者の QOL の向上を図る観点から重要度が高い。

■ KPI：血圧、血糖、脂質の未治療者において健診受診月から 10 か月以内に医療機関を受診した者の割合（※）を対前年度以上とする

（※）2025（令和 7）年度から開始する胸部エックス線検査に基づく受診勧奨における医療機関受診率を除く

⑤ コラボヘルスの推進

- ▶ 健康宣言について、健康宣言事業所（以下「宣言事業所」という。）数の拡大とともに、宣言事業所における健康づくりの取組の質を担保するため、プロセス及びコンテンツの標準化（事業所カルテの活用及び健診受診率・特定保健指導実施率の目標値設定等の必須化）を図り、事業主と連携した加入者の健康づくりを推進する。
- ▶ 地方自治体等と連携した取組について、都道府県や市区町村の健康増進計画等も踏まえ推進する。
- ▶ 中小企業における健康づくりを推進するため、商工会議所等との協定締結を進めるとともに連携した取組を推進し、健康づくりの取組の充実を図る。
- ▶ 若年期から高齢期までの生涯を通じた加入者の健康増進を見据え、40歳未満も含めた医療費・健診データの分析に基づく地域や業態、年代別などの健康課題（喫煙や運動、睡眠など）に着目した実効性のあるポピュレーションアプローチ等を検討・実施する。
- ▶ メンタルヘルス対策について、労働局や産業保健総合支援センター等と連携した取組を積極的に実施し、事業所における取組の底上げを図る。
- ▶ 宣言事業所のうち、健診受診率等の認定基準を満たした事業所を「健康づくり優良事業所」として認定する。また、取組

状況が特に優良であると認められる事業所を「健康づくり優良事業所ゴールド」として認定する。これにより、事業所における取組の底上げを図る。

・ 保健師等の専門職を「健康づくり実践アドバイザー」として事業所へ派遣し、健康づくりの取組等について専門的知識を活かした支援を行う。また、事業所カルテ等の見える化ツールや健康づくり取組事例集等を活用することで、事業所における健康課題を踏まえた取組の実施につなげる。専門職の派遣については、支部直営保健師等に加え、福岡県との連携により実施する。

【重要度：高】

超高齢社会に突入し、従業員の平均年齢上昇による健康リスクの増大等の構造的課題に直面している中、健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針や事業場における労働者の健康保持増進のための指針（THP 指針）等において、コラボヘルスを推進する方針が示されている。また、日本健康会議の宣言において、「保険者とともに健康経営に取り組む企業等を 15 万社以上とする」と目標が打ち出されるなど、国を挙げてコラボヘルスを推進していることから、重要度が高い。

■ KPI：健康宣言事業所数を 5,150 事業所（※）以上とする

（※）標準化された健康宣言の事業所数及び今後標準化された健康宣言への更新が見込まれる事業所数

⑥ 喫煙対策の推進

・ 喫煙により、様々な生活習慣病の発症リスクが高まることから、生活習慣病予防健診実施対象前の 35 歳未満の若年層も対象としてオンライン禁煙支援プログラムを実施する。

・ 2024（令和 6）年度に実施した健診、医療費等データ分析に基づくハイリスク喫煙者等への禁煙勧奨通知において、異なるアプローチ方法による通知後の行動変容について分析を行い、2026（令和 8）年度の喫煙対策事業の実施内容や効果的なアプローチ方法について検討を進める。

Ⅲ）医療費適正化

① 医療資源の適正使用

i）ジェネリック医薬品の使用促進

・ 支部のジェネリック医薬品使用割合（数量ベース）は、2024（令和6）年7月診療分で85.7%と、80%以上の水準まで達している。この水準を維持・向上できるよう、データ分析に基づき重点的に取り組む地域や年齢層を明確にした上で、地域の実情に応じた一層の使用促進に取り組む。また、ジェネリック医薬品の金額ベースの使用割合の数値目標が国から示されたことを踏まえつつ、更なる使用促進を図る。

・ 加入者にジェネリック医薬品について正確に理解いただけるよう、広報等に取り組む。

・ 医療機関や地域ごとに策定する医薬品の使用指針であるフォーミュラリについて、その導入状況等を踏まえ、地域の実情に応じて保険者としてできる取組を推進する。

ii) バイオシミラー（バイオ後続品）の使用促進

・ 国の方針（※1）を踏まえ、2024（令和6）年度パイロット事業の取組結果をもとに、より効果的な手法を確立すべく、引き続き効果検証を行い、医療機関への働きかけや加入者への周知・広報を通じて効果的な事業実施につなげる。

（※1）「2029（令和11）年度末までに、バイオシミラーに80%以上置き換わった成分数が全体の成分数の60%以上にすることを目指す」

iii) 上手な医療のかかり方

・ 医療資源の適正使用の観点から、かかりつけ医・かかりつけ薬局を持つことの意義、時間外受診・はしご受診の問題点、セルフメディケーションの推進やリフィル処方箋の仕組みについて、加入者への周知・啓発を図る。

・ ポリファーマシー（多剤服用の有害事象）、抗菌薬の適正使用及び医療資源の投入量に地域差がある医療について、データ分析に基づき実態等を把握した上で、医療関係者への情報提供や、加入者への周知・啓発を図る。

i) ~ iii) の取組については、「顔の見える地域ネットワーク」を最大限に活用して事業展開を図る。

【重要度：高】

国の後発医薬品にかかる新目標として、「2029（令和11）年度末までに、医薬品の安定的な供給を基本としつつ、後発医薬品の数量シェアを全ての都道府県で80%以上とする主目標並びにバイオ後続品に80%以上置き換わった成分数を全体の成分数の60%以上とする副次目標及び後発医薬品の金額シェアを65%以上とする副次目標」が定められており、協会としてジェネリック医薬品及びバイオシミラーの使用促進の取組を進めることは、国の目標達成に寄与するものであることから、重要度が高い。

また、上手な医療のかかり方を啓発することは、患者の金銭的な負担、時間的な負担、体力的な負担が軽減されるほか、医療機関、医療従事者への負担も軽減され、良質かつ適切な医療の効率的な提供に資することから、重要度が高い。

【困難度：高】

ほぼすべての支部でジェネリック医薬品使用割合（数量ベース）が80%を超えており、すでに非常に高い使用割合となっていることから、この水準を維持し、対前年度以上の使用割合とするためには、一層の努力が必要となる。また、国の副次目標で金額ベースの数値目標が新たに設定されたが、金額ベースの目標達成に向けては単に数量シェアを伸ばすだけではなく、データ分析の上、効果的なアプローチの検討が必要となる。さらに、バイオシミラーは、その特性や使用状況、開発状況や国民への認知度等がジェネリック医薬品とは大きく異なるため、バイオシミラー特有の事情を踏まえた使用促進策を検討し実施する必要があるとともに、医療関係者に働きかける際には、ジェネリック医薬品以上に医薬品の専門的な知識が必要となる。加えて、ジェネリック医薬品及びバイオシミラーの使用促進については、医薬品の供給不安など協会の努力だけでは対応できない事柄の影響を受けることとなるため、困難度が高い。

■ KPI：

- 1) ジェネリック医薬品使用割合（数量ベース）（※）を年度末時点で対前年度末以上とする。  
（※）医科、DPC、歯科、調剤レセプトを対象とする
- 2) バイオシミラー使用促進事業を開始し、医療機関や関係者への働きかけを実施する。

② 地域の医療提供体制等へのデータを活用した意見発信

i) 医療計画及び医療費適正化計画に係る意見発信

・ 医療計画及び医療費適正化計画に掲げられた内容の着実な実施に向けて、福岡県の取組の進捗状況を把握しつつ、協会が保有する医療費・健診データの分析結果を活用し、他の保険者等とも連携して、積極的に意見発信を行う。

ii) 医療提供体制等に係る意見発信

・ 効率的・効果的な医療提供体制の構築に向けて、地域医療構想調整会議や医療審議会、健康づくりや医療費適正化に関する県の会議において、協会が保有する医療費・健診データの分析結果（医療費の地域差や患者の流出入状況等）や国・県等から提供された医療データ等を活用し、エビデンスに基づく効果的な意見発信を行う。

【重要度：高】

効果的・効率的な医療提供体制の構築や中長期的な視点による財政運営の実現に向けて、国や都道府県に対し、データを活用した意見発信を

	<p>行うことは、日本最大の医療保険者として医療保険制度を将来にわたって安定的に引き継いでいくために不可欠な取組であり、重要度が高い。</p> <p>③インセンティブ制度の実施及び検証</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 2021（令和3）年度に見直しを行ったインセンティブ制度を着実に実施する。</li><li>・ 加入者及び事業主にインセンティブ制度の仕組みや意義を理解いただけるよう、周知広報を行う。</li></ul> <p>IV) 広報活動や「顔の見える地域ネットワーク」を通じた加入者等の理解促進</p> <p>①加入者・事業主への情報発信</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 協会の運営の持続可能性を維持するためには、医療費適正化の意義や健康づくり等の協会の取組内容について、加入者・事業主に正確に理解していただくことが必要である。</li><li>・ このため、統一的・計画的・効果的な広報の取組を強化し、本部の示す「広報基本方針」に基づき、具体的な広報内容や、広報スケジュールを策定し、実施する。</li><li>・ 具体的には、<ul style="list-style-type: none"><li>i) 加入者・事業主目線で、分かりやすく、アクセスしやすい広報を実施する</li><li>ii) テーマに応じた多様な広報媒体や手法を組み合わせた効果的な広報を実施する</li><li>iii) 地域・職域特性を踏まえ、本部と連携して広報を実施する</li><li>iv) 評価・検証・改善のプロセス（PDCAサイクル）を回すことを基本姿勢とし、協会の財政状況や医療費適正化・健康づくり等の取組について、より積極的に発信し、加入者・事業主に一層の理解・協力を求めていく。</li></ul></li><li>・ 「2025（令和7）年度支部広報計画」に基づき、特に、最重点広報テーマの「2026（令和8）年度保険料率改定」、「健診体系の見直し」（現役世代への健診事業の拡充）について、加入者・事業主の一層の理解を得ていけるよう、広報内容や方法を工夫の上、本部・支部で一体的に広報を行う。</li><li>・ また、協会の象徴的位置づけであった健康保険証が新規に発行されなくなることから、より一層「協会けんぽ」の認知度向上やSDGsに資する活動を含めた協会の社会的役割の理解促進に取り組む。</li><li>・ 広報テーマに応じた広報資材を活用するとともに、地域・職域特性を踏まえたきめ細かい広報及び地元メディアへの積極的な発信を行う。また、加入者へ直接届けることができる媒体である SNS（LINE）、メールマガジンの活用に取り組む。</li><li>・ 健康保険委員について、委嘱拡大に取り組むとともに、健康保険委員活動の活性化を図るため、健康保険制度に関する相</li></ul>
--	--

	<p>談対応や従業員の健康づくり等について、研修会や広報誌等を通じて情報提供を行う。また、更に健康保険委員の活動を活性化させる取組について検討する。</p> <div style="border: 1px solid blue; padding: 5px;"> <p>■ KPI :</p> <p>1) SNS (LINE 公式アカウント) を運用し、毎月情報発信を行う</p> <p>2) 全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を 64.0%以上とする</p> <p>3) 健康保険委員の委嘱事業所数を前年度以上とする</p> </div> <p>②医療費適正化のための「こども健康教育」の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 福岡県や各地域の教育委員会等の協力のもと、福岡県内の小学生及び中学生を対象に「健康」「医療保険制度」「医療費」を主テーマとしたかべ新聞のコンクール事業を実施する。こども健康教育を通じて、将来の健康保険制度を担う次世代層へのアプローチを行うとともに、家庭内における健康づくりの重要性や医療費の現状等について考えるきっかけとし、ヘルスリテラシーの向上を図る。</li> </ul>
<p>3. 保険者機能の強化を支える組織・運営体制等の整備</p>	<p>I) 人事・組織</p> <p>①人事制度の適正な運用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 目標に対する実績や発揮された能力に基づく人事評価の結果を適正に処遇に反映することで実績や能力本位かつ適材適所の人事を推進する。</li> <li>▶ 更なる保険者機能の強化・発揮に向け組織の強化を図るため、職員の能力・適性に応じた働き方ができるような人事配置を行い、協会の理念を実現する職員の育成を推進する。</li> </ul> <p>②更なる保険者機能の発揮に向けた人材の育成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 保険者機能を一層発揮するため、職員のキャリア形成を計画的かつ効果的に行う観点から、職場では業務経験を通じて職</li> </ul>

員の成長を促し、また、本部が主催する役職に応じた階層別研修及び業務遂行上必要となる専門的なスキル等を習得する業務別研修を受講することで組織基盤の底上げを図る。

・ 支部内の課題等に応じた研修を実施するほか、受講者参加型のオンライン研修やeラーニング等の多様な研修を受講させる。また、通信教育講座による自己啓発に対する支援を行う。

### ③働き方改革の推進

・ 職員にとって健康で働きやすい職場環境を整備し、加入者及び事業主のための業務に効率的に取り組めるよう、健康経営の推進、次世代育成支援及び女性活躍の推進、福利厚生充実を柱とした協会の働き方改革を推進する。

・ 具体的には、病気の治療、子育て・介護等と仕事の両立支援、ハラスメント防止やメンタルヘルス対策等の取組を進める。

・ また、法律に基づき協会が策定した一般事業主行動計画に沿って、年次有給休暇や育児休業の取得促進に取り組む。

### ⑤風通しのよい組織づくり

・ 協会職員が共通の目的意識のもとに保険者機能の発揮に取り組むことが可能となるよう、本部・支部間や支部間の連携のより一層の強化に向けて、研修の際、討論の場を設けるなど、職員同士の様々な意見交換や情報交換の機会づくりに積極的に取り組み、課題の把握力及び解決力の強化に努める。

## Ⅱ) 内部統制等

### ①内部統制の強化

・ 規程・細則・マニュアル等を確認し、適正かつ効率的に業務を遂行する。また、定期的に自主点検を確実に実施することにより、規程等が遵守できていない場合は、取扱いを改善し内部統制の強化を着実に進める。

・ 階層別研修やeラーニングの受講等により、職員が協会の内部統制やリスク管理の重要性について理解した上で、常に高い意識を持って業務遂行できるよう意識啓発を図る。

### ②個人情報の保護の徹底

・ 保有する個人情報の漏洩等を防止し、厳格に管理するため、全職員に個人情報の保護に関する研修を受講させる。

・ 個人情報保護管理委員会を開催し、個人情報保護管理体制の現状把握と問題点の是正を通じて、個人情報の保護の徹底を

図る。

③法令等規律の遵守（コンプライアンス）の徹底

- ▶ 協会の社会的信頼の維持及び業務の公正性の確保に資するため、全職員にコンプライアンスに関する研修等を受講させることにより、職員一人ひとりのコンプライアンス意識の向上を図る。
- ▶ コンプライアンス委員会を開催し、コンプライアンスに係る取組を推進する。
- ▶ 外部相談窓口（コンプラほっとライン）等の周知を継続的に実施することで浸透を図り、働きやすく規律のある職場環境づくりに取り組む。

④災害等の対応

- ▶ 大規模自然災害等に備え、定期的に緊急時の連絡体制等を確認し、訓練や研修を実施する。

⑤費用対効果を踏まえたコスト削減等

- ▶ サービス水準の確保に留意しつつ全職員が適切なコスト意識を持って、競争入札を実施し、消耗品の発注システムを活用した随時発注による適切な在庫管理等を引き続き行い、経費の節減に努める。
- ▶ 調達に当たって、100万円を超える調達は一般競争入札を原則とする。また、高額な随意契約を行う場合は、調達審査委員会において調達内容、調達方法、調達に要する費用の妥当性の審査をするとともに、ホームページに調達結果等を公表し、透明性を確保する。
- ▶ 更に、調達における競争性を高めるため、一者応札案件については、入札に参加しなかった業者に対する電話確認等を実施し、案件数の減少に努める。
- ▶ また、少額随意契約の範囲内においても、可能な限り一般競争入札又は見積競争公告（ホームページ等で調達案件を公示し広く見積書の提出を募る方法）を実施する。

■ KPI：一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、15%以下とする

【機密性 1】